

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○家畜伝染病の発生

(畜産課)

一

○県営土地改良事業の工事の完了

(農村振興課)

一

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

二

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(東部地方振興事務所)

二

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

(税務課)

三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(障害福祉課)

三

○開発行為に関する工事の完了(三件)

(建築宅地課)

三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(警察本部会計課)

三

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等について

五

宮城海区漁業調整委員会

○秋さけ固定式さし網漁業の制限

六

正 誤

○宮城県公報平成二十七年号外第三八号(平成二十七年八月六日付け)中

一五

告 示

○宮城県告示第八百二十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十七年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛(交雑種)

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

石巻市

五 発生年月日

平成二十七年八月二十日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第八百二十五号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十七年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
小川	農地整備事業(経営体育成型)	平成二十六年五月十三日
土手外	農地整備事業(経営体育成型)	平成二十六年五月二十六日
高城川	基幹水利施設ストックマネジメント事業	平成二十七年三月二十日
三ヶ内	農業用管路等特別対策事業	平成二十六年三月十四日
青木	農地整備事業	平成二十七年三月二十日
東和	中山間地域総合整備事業	平成二十七年六月三十日

○宮城県告示第八百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

白石市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、石巻市蛇田土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十七年八月二十八日

宮城県東部地方振興事務所

所長 正 木

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十七年八月二十日	千葉利一	石巻市蛇田字福村北十二番地	理事
平成二十七年八月二十日	齋藤要一	石巻市蛇田字中坪三十七番地一	理事
平成二十七年八月二十日	高橋長一郎	石巻市蛇田字西境谷地七番地	理事
平成二十七年八月二十日	穴戸敏男	石巻市蛇田字孤継二十二番地	理事
平成二十七年八月二十日	大和田正昭	石巻市恵み野二丁目九番地三	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十七年八月十九日	千葉利一	石巻市蛇田字福村北十二番地	理事
平成二十七年八月十九日	齋藤要一	石巻市蛇田字中坪三十七番地一	理事
平成二十七年八月十九日	高橋長一郎	石巻市蛇田字西境谷地七番地	理事
平成二十七年八月十九日	穴戸敏男	石巻市蛇田字孤継二十二番地	理事
平成二十七年八月十九日	大和田正昭	石巻市恵み野二丁目九番地三	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成二十七年八月二十八日

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十七年度税制改正に伴うシステム修正（課税関係）業務 一式
宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十七年八月十八日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 契約金額 七千八百八十二万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第二号に該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十七年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 拓桃医療療育センター移転業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 保健福祉部障害福祉課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十七年八月四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本通運株式会社仙台支店 仙台市宮城野区榴岡四丁目二番三号

五 落札金額 四千三百二十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十七年六月二十三日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十七年八月二十八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市矢本字鹿石前百二番一、百三番四の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東松島市矢本字鹿石前百三番地三
有限会社ヒロメディカル

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十七年八月二十八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
柴田郡大河原町金ヶ瀬字川根百六番十三、百九十八番、百九十八番一、百九十八番二、百九十九番、二百六番、二百七番、二百十二番、百九十五番の一部、百九十七番の一部、二百番の一部、二百五番の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市青葉区五橋二丁目十二番一号
アイリスオーヤマ株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十七年八月二十八日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
登米市追町北方字川戸沼二十番二、五十六番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
登米市中田町宝江黒沼字十文字二百六十
株式会社スタンレー宮城製作所

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年八月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 放置駐車違反処理システム賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十八年三月一日から平成三十三年二月二十八日まで

4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であることを。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 過去二年以内に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十七年九月十一日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 千九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書等の交付期限 宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二―一七二七一、内線二二三三）

平成二十七年九月十日(木) 午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年九月三十日(水)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に於いて、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十七年十月十五日(木) 午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年十月十六日(金) 午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室

四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に關する規則第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札

者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Item/Service Required : Lease of Illegal Parking Processing System - 1 set
- 2 Duration of Contract : March 1, 2016 to February 28, 2021
- 3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi and other Place
- 4 Bid Deadline : October 15, 2015, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel: 022-221-7171 Ext. 2232

選挙管理委員会

○宮選管告示第百七号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年八月二十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

別表第二特定施設第三白東苑の項の次に次のように加える。

公益財団法人宮城厚生協会长町病院住宅型有料老人ホームはなみずき

同 市太白区長町三丁目七番二六号

特別養護老人ホーム泉音の郷(短期入所生活介護)の項の次に次のように加える。

創生園泉大沢 同 市泉区大沢三丁目五番一号

グットタイムホーム泉大沢 同 市泉区大沢三丁目五番一号

社会福祉法人柏松会特別養護老人ホーム柏松苑の項の次に次のように加える。

地域密着型特別養護老人ホーム柏松苑別館穂の香 同 郡同 町大字足立字湯内前一七番五号
附則
この告示は、平成二十七年八月二十八日から施行する。

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島濤波崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、十トン未満の漁船を使用して行う秋さけ固定式さし網漁業（以下「さけ固定式さし網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

平成二十七年八月二十八日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十七年九月一日から平成二十八年一月三十一日まで

二 操業区域

気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波崎正東の線以北における、水深百四十メートル以浅の水域

三 操業期間

平成二十七年九月二十五日から同年十一月二十日まで。ただし、宮城海区漁業調整委員会指示によるさけ採捕の制限による期間を除く。

四 操業の承認

規制区域においてさけ固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙秋さけ固定式さし網漁業承認事務取扱要領の定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

五 承認隻数

承認の隻数の上限は、百七十隻とする。

六 承認の対象者

承認の対象者は、漁業法その他関連法令に抵触しない者であつて、漁業調整上特に支障がなく、かつ、さけの特性を認識し、さけ増殖事業に協力する次の各号のいずれかに該当するものとする。

(一) 平成二十六年度において、さけ固定式さし網漁業承認証（以下「承認証」という。）の交付を

受け、宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を有する者（以下「水揚げ実績を有する者」という。）。

(二) 平成二十六年度において、水揚げ実績を有する者以外の者にあつては、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成二十四年度及び平成二十五年度に承認証の交付を受け、いずれの年度においても水揚げ実績を有する者。

(2) 平成二十四年度及び平成二十五年度に秋さけ固定式さし網漁業休漁届出書を宮城海区漁業調整委員会に提出し、受理された者。

(3) 平成二十五年度に新規に承認証の交付を受けた者であつて、平成二十五年度において水揚げ実績を有する者。

(4) 平成二十六年度に新規に承認証の交付を受けた者。

(三) 平成二十七年年度から新規に着業し、承認を受けようとする者。ただし、承認に係る隻数は二隻以内とする。

七 操業の条件及び制限

1 操業の承認を受けた者（以下「操業者」という。）は、操業する際、委員会が交付する承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。

2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

3 敷設できる漁具の総延長は、三キロメートル以内とし、二張を超えて敷設してはならない。

4 漁具を二張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。

5 漁具の敷設開始時間は午前四時以降とし、揚網開始時間は同日午前八時（南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前九時）とする。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合を除く。

6 漁具の敷設回数は、一日一回とする。

7 漁具は、東方向（真方位九十度）に敷設しなければならない。

8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。

9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。

10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

11 さけ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を

介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。
 12 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
 八 承認の取り消し
 この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(別紙)

秋さけ固定式さし網漁業承認事務取扱要領

(操業の承認申請)

第一 秋さけ固定式さし網漁業の制限(平成二十七年宮城海区漁業調整委員会指示第二号)四の承認を受けようとする者は、秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請書(様式第一号。以下「承認申請書」という。)を宮城海区漁業調整委員会(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課内。以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 承認申請書の受理期間は、委員会指示の翌日から平成二十七年九月四日までとする。

3 承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 漁船原簿謄本
- (二) 年間事業計画書(様式第二号)
- (三) 委員会指示六の(三)に該当する場合は、申請調書(様式第三号)
- (四) 所属漁業協同組合支所運営委員長又は代表理事組合長の副申請書
- (五) 親子間での借用及び宮城県共同利用漁船復旧対策事業により建造した漁船で申請する場合は船舶使用承諾書(様式第四号)
- (六) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

4 承認申請書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請一覧表(様式第五号)を添えて、提出するものとする。

(操業承認証の交付)

第二 委員会は、操業の承認をしたときは、申請者の所在地を管轄する地方振興事務所(以下「地方振興事務所」という。)を通じ、漁船(漁ろう装置、漁網を含む。)を確認の上、秋さけ固定式さし網漁業操業承認証(様式第六号。以下「承認証」という。)を申請者に交付する。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町一丁目九一―一 電話〇二二―三六六一―二二三―
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市東中里一丁目四―三十二 宮城県石巻合同庁舎 電話〇二二五―九五―一四七三

宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部
 気仙沼市赤岩杉ノ沢四十七―六
 宮城県気仙沼合同庁舎
 電話〇二二六―二二―六八五一

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所に連絡の上、その指示を受けなければならない。
 (承認証の書換交付)

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書(様式第七号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。
 2 前項の申請は、第一の3(六)の規定を準用する。
 (承認証の再交付)

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書(様式第八号)を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。
 (船体の標識)

第五 委員会指示七の2の別に定める標識は、様式第九号とする。
 (漁獲成績報告書)

第六 委員会指示七の12の漁獲成績報告書は、様式第十号とする。
 2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類(水揚げ切書等の写し)を添付するものとする。
 (承認申請書等の経由)

第七 第一、第三、第四及び第六の規定による申請又は報告は、地方振興事務所を経由して行うものとする。

(様式第1号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名
印

秋さけ固定式さし網漁業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 操業期間 平成27年9月25日から同年11月20日まで

2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濤波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

(1) 船名 丸

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数 トン

(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 漁具の規模

km × 張り = km

km × 張り = km

合計 張り km

5 申請理由

(A4縦)

(様式第2号)

年間事業計画書

船名 丸 氏名

区分	漁業種類	漁業	漁業	漁業	合計
	漁獲物の種類				
	操業期間				
	操業日数(日)				
	航海回数(回)				
	漁獲予想数量(kg)				
	漁獲予想金額(円)				
	乗組員(人)				
所要経費(円)	人件費				
	燃料費				
	費				
	費				
合計	計				

(A4縦)

(様式第3号)

申 請 調 書

住所				
氏名	印			
生年月日	年	月	日	
漁業形態	1：漁船漁業専業 2：養殖との兼業 3：養殖専業 ※該当する番号に○印をお願いします。			
漁業従事年数				
使用漁船	船名	漁船登録番号	MG -	
	推進機関の種類及び馬力数	(kW・PS)	総トン数	
年間操業実績				
No	漁業種類	操業期間 (○月○旬～○月○旬)	水揚げ数量 (kg)	水揚げ金額 (千円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
合 計				

※前年度（4月から翌年3月まで）における年間操業実績を記入願います。

上記のとおり相違ないことを証します。

平成 年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長（支所運営委員長） 印

(A4縦)

(様式第4号)

船舶使用承諾書

平成 年 月 日

(漁船使用者)

住 所
氏 名

股

(漁船所有者)

住 所
氏 名

印

秋さけ固定式さし網漁業の操業について、下記のとおり漁船の使用を承諾します。

なお、この承諾によって、私が貴般に代わり宮城県海区漁業調整委員会の秋さけ固定式さし網漁業の操業の承認を受けるものではありません。

記

- 1 承諾期間
- 2 船名及び漁船登録番号
- 3 総トン数
- 4 推進機関の種類及び馬力数

(A4縦)

(様式第5号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請一覧表

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合 代表理事組合長 (支所運営委員長) 印

一連 番号	船 名	漁 船 登 録 番 号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	申 請 者		前 年 度 承 認 証 番 号	前年度水揚 実績の有無
					住 所	氏 名		

(A4横)

(様式第6号)

(表)

宮さけ第 号〇 秋さけ固定式さし網漁業操業承認証 住 所 氏 名
1 操業期間 平成27年 9月25日 から 平成27年11月20日 まで 2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島濠波岐崎正東の線以北にお ける、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。 3 使用する船舶 (1) 船 名 丸 (2) 漁船登録番号 (3) 総 ト ン 数 トン (4) 推進機関の種類及び馬力数 4 操業の条件及び制限 裏面記載のとおり
年 月 日 宮城海区漁業調整委員会 会 長 印

(A4縦)

(様式第6号)

(裏)

操 業 の 条 件 及 び 制 限 (委員会指示第七)

- 1 操業の承認を受けた者(以下「操業者」という。)は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式さし網漁業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 敷設できる漁具の総延長は、3キロメートル以内とし、2張を超えて敷設してはならない。
- 4 漁具を2張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
- 5 漁具の敷設開始時間は午前4時以降とし、揚網開始時間は同日午前8時(南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあっては、同日午前9時)とする。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合を除く。
- 6 漁具の敷設回数は、1日1回とする。
- 7 漁具は、東方向(真方位90度)に敷設しなければならない。
- 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
- 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
- 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則(昭和41年宮城県規則第73号)第57条第1項に規定する標識をしなければならない。
- 11 さけ固定式さし網漁船は、沖合及びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。
- 12 操業期間終了後は、1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

承 認 の 取 り 消 し (委員会指示第八)

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(A4縦)

(様式第7号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので、書換交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船 名 丸
- 3 書換する事項

項 目	書 換 前	書 換 後

4 書換を必要とする理由

(A4縦)

(様式第 8号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

印

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証を滅失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第
- 2 船 名 丸
- 3 滅失(き損)の理由

(A4縦)

(様式第 9号)

宮さけ 第 号○

- 1 文字及び数字(承認証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(承認証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。

(様式第10号)

秋さけ固定式さし網漁業漁獲成績報告書

No. _____

提出年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮さけ 第 _____ 号
氏 名	印	船 名	
乗 組 員	人	総トン数	
刺 網 の 規 模	目 合： 寸 _____ 分 (_____ cm)	漁船登録番号	MG _____ -
	総延長： _____ m・使用反数： _____ 反	推 進 機 関	電気点火・ジーゼル (○印をする)

年 _____ 月 _____ 分

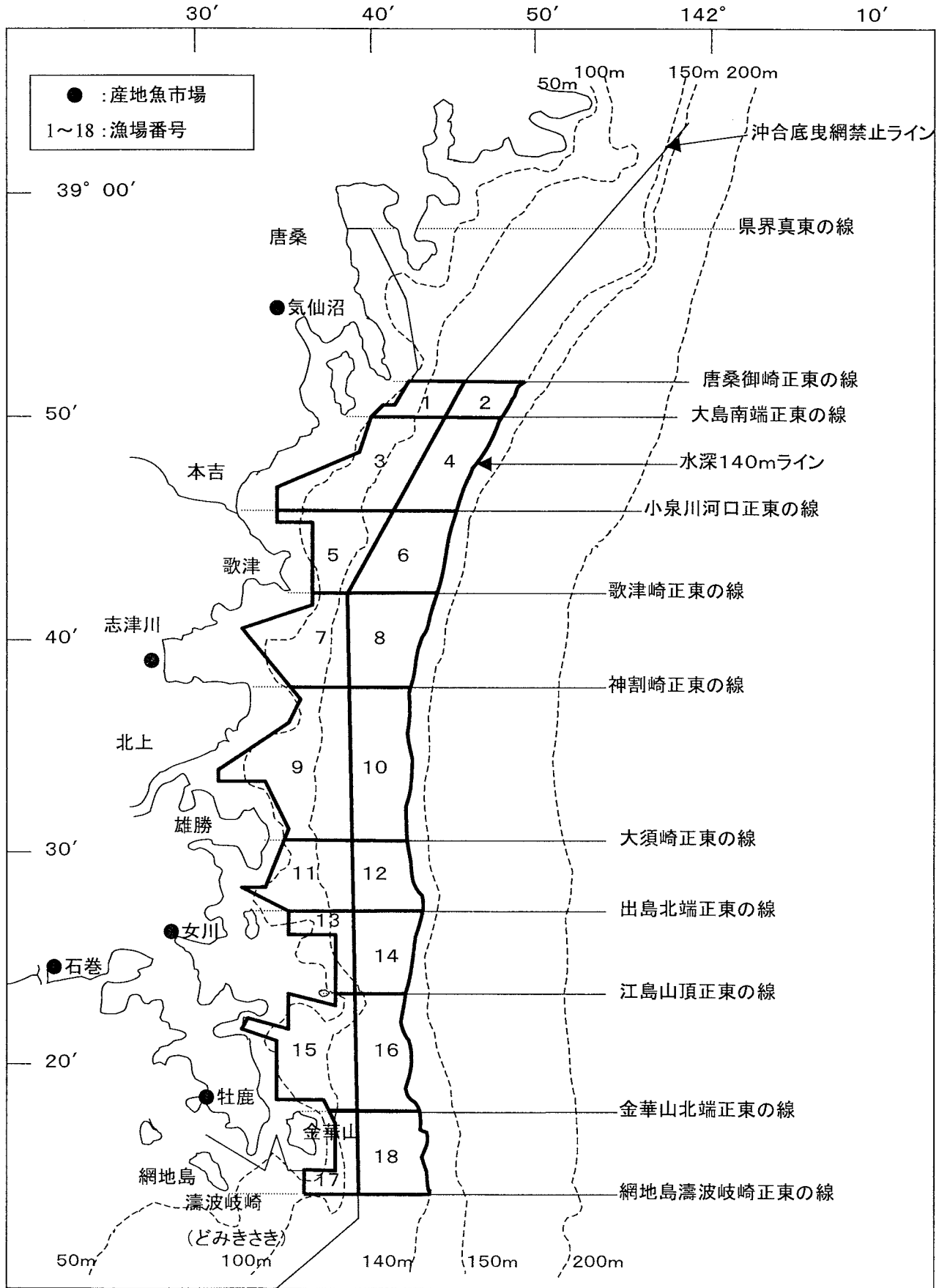
日	漁場 番号	水深 (m)	尾 数 (尾)			数 量 (kg)	金 額 (千円) ※税抜き	敷 設 時 間	揚 網 時 間	備 考 (漁模様、海況等を記入)
			オ ス	メ ス	合 計					
1							:	:		
2							:	:		
3							:	:		
4							:	:		
5							:	:		
6							:	:		
7							:	:		
8							:	:		
9							:	:		
10							:	:		
旬計										
11							:	:		
12							:	:		
13							:	:		
14							:	:		
15							:	:		
16							:	:		
17							:	:		
18							:	:		
19							:	:		
20							:	:		
旬計										
21							:	:		
22							:	:		
23							:	:		
24							:	:		
25							:	:		
26							:	:		
27							:	:		
28							:	:		
29							:	:		
30							:	:		
31							:	:		
旬計										
合計										

【秋さけ固定式さし網漁業に要した所要経費】

経 費 (千円)				経 費 合 計 (千円)
漁 具 費	燃 料 費	人 件 費	その他 () ()	

※経費欄には、操業期間中に要した経費を記入する。

宮城県地先海面における「秋さけ固定式さし網漁業」操業区域



正 誤

○宮城県公報平成二十七年号外第三八号(平成二十七年八月六日付け) 中

ページ 七
段 上
行 三四
第十五号の四 正
第十五条の四 誤